

PTA用

鹿児島市PTA連合会
平成31年度「PTA団体保険制度」

鹿児島市PTA連合会

〒892-0816 鹿児島市山下町5-9 中央公民館 地階

TEL 099-225-7100

FAX 099-225-7101

鹿児島市PTA連合会「PTA団体保険制度」

制度期間：2019年4月1日～2020年4月1日(1年間) ※毎年申込が必要です。

制度内容：下記に記載の「補償項目」「保険金額(支払限度額)」にて、市P連が保険会社と保険契約を締結します。

年間負担：1戸あたり100円(「PTA賠償責任保険」と「PTA団体傷害保険」の両方に加入の場合)
※新年度の会員戸数が確定後、各単位PTAの負担分をご案内致します。

加入手続：別紙①「加入意思確認書」に必要事項をご記入の上、5月31日までにFAXにてお送り下さい。

市P連が保険会社と一括契約をし、6月末頃に各単位PTAの負担分を(PTA会費と併せて)徴収致します。

※詳しい保険の内容については保険会社のパンフレットをご参照下さい。
尚、事故が発生した場合には別紙②「事故連絡票」にて連絡して下さい。

■PTA賠償責任保険

<1戸あたり9円>

補償項目		保険金額(支払限度額)	
PTA活動の遂行に伴う賠償責任 (自己負担額:0円)	対人賠償	1名につき	1億円限度
		1事故につき	2億円限度
	対物賠償	1事故につき	5,000万円限度
保管物に係わる賠償責任 (自己負担額:5,000円)		1事故につき	10万円限度
		保険期間中	1,000万円限度

■PTA団体傷害保険

<1戸あたり91円>

補償項目	保険金額
死亡保険金	230万円
後遺障害保険金(障害等級により)	9.2～230万円
入院保険金日額(180日限度)	3,450円
手術保険金(1事故につき1回)	入院中34,500円・入院中以外17,250円
通院保険金日額(90日限度)	2,300円(※1日以上)
細菌性食中毒危険補償	補償されます
熱中症危険補償	補償されます

AIG損害保険株式会社

TEL 099-226-6655

FAX 099-222-8210

担当者:吉岡さん

自身の補償

第三者への賠償

【財団】共済
＜子ども安全の部＞
(対象)
①学校に在籍する幼稚園児、小学生、中学生、高校生、教職員

②特別団体の活動における指導者(※Bコースのみ)

【財団】共済
＜PTA安全の部＞

(対象)
①単位PTAの会員である保護者、教職員及びPTA活動の支援者

②児童生徒等の親族で、単位PTA会長よりPTA活動への代理参加が事前に認められた者

【市P】PTA団体傷害保険

(対象)
①PTAの父母会員および教職員ならびにその学校・園に通学する児童・生徒

②PTA会員の同居の親族

③PTA会員の代理として、そのPTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

【市P】PTA賠償責任保険

PTA主催行事にて、他人の身体や財物に損害を与えたことによる、PTAが負う法律上の賠償責任をカバー

※提供した飲食物による食中毒などの賠償事故は対象外です。
⇒「PL保険」への加入が必要です。

鹿児島市P連「PTA団体保険制度」

⇒この部分は、【県P】の個別加入の「総合保障制度(こども総合保険)」を推奨

PTA活動中

往復途上

学校管理下

登下校中

その他
日常生活

共済<子ども安全の部>

死亡	1,500万円 [990万円]
特別弔慰金	330万円 [330万円]
障害	48~1,500万円 [37~1,100万円]
負傷	療養費用の4/10 (最高20万円) 保険外診療の歯科補綴 (最高11万円) [学校教育内は 自傷共済金の適用はなし]

共済<PTA安全の部>

死亡	200万円
障害	8~200万円
入院[180日限度]	3,200円
通院[90日限度]	2,500円

PTA団体傷害保険

死亡	230万円
後遺障害	9.2~230万円
入院[180日限度]	3,450円
通院[90日限度]	(※1日以上) 2,300円
手術[1事故につき1回]	(入院中) 34,500円 (入院中以外) 17,250円
細菌性食中毒	○補償されます
熱中症	○補償されません

(交通事故の場合は以下の額)

死亡	300万円
障害	11~300万円
入院	(※1回限り) 26,000円
通院	(※1回限り・2日以上) 13,000円

(交通事故の場合は以下の額)

死亡	100万円
障害	7~100万円
入院	(※1回限り) 13,000円
通院	(※1回限り) 10,000円

PTA賠償責任保険

対人賠償 [自己負担額なし]	9円 (1名限度) 1億円 (1事故限度) 2億円
対物賠償 [自己負担額なし]	(1事故限度) 5,000万円
保管物賠償 [自己負担額5,000円]	(1事故限度) 10万円 (保険期間中) 1,000万円

○交通事故の場合も上記と同じ補償金額になります。

鹿児島市P連「PTA団体保険制度」

「PTA賠償責任保険」Q&A

【Q】PTA活動中に、父母会員が、児童・生徒に誤ってケガをさせた場合は対象になりますか？

【A】対象になります。PTA主催行事の遂行に起因して生じた偶然の事故により、他人の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任が対象です。ここで言う「他人」には、父母(保護者)会員、教職員会員、児童・生徒を含みます。ただし、被害者(ケガをした人)が、加害者の同居の親族の場合には対象とはなりません。

【Q】PTA活動に参加するために、自宅からの移動中の事故は対象になりますか？

【A】「PTA賠償責任保険」では、自宅との往復途上の事故は対象になりません。※「PTA団体傷害保険」では、自宅と行事開催場所との往復途上も補償の対象となります。

【Q】PTA活動で自動車を運転中に賠償事故を起こした場合には補償してもらえますか？

【A】補償されません。自動車・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任は対象となりません。

【Q】PTA主催のバザーにて提供した飲食物で食中毒事故が発生した場合は対象になりますか？

【A】「PTA賠償責任保険」では、飲食物に起因する損害賠償責任は対象になりません。(※「PTA団体傷害保険」では、食中毒による事故も補償の対象ですが、「PTA団体傷害保険」の補償の対象者は、①父母会員、教師会員、児童・生徒 ②会員の同居の親族 ③事前にPTAから認められた会員の代理参加者 です。“全くの第三者”は「PTA団体傷害保険」の補償対象ではありません。) ⇒ 飲食物に起因する賠償事故は「PL保険」への加入が必要です。

「PTA団体傷害保険」Q&A

【Q】父母会員や教職員だけではなく、児童・生徒も補償の対象となりますか？

【A】学校・園に通学する児童・生徒も、PTA行事参加中の事故は補償の対象となります。なお、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の給付対象(※学校管理下の補償)となりうるべき児童・生徒のケガは対象となりません。

【Q】未就学の弟がPTA主催行事に参加しますが、補償の対象となりますか？

【A】PTA会員の同居の親族であれば、兄弟や祖父母も補償の対象となります。(登校時の交通安全指導に未就学の子供を一緒に連れて行った場合なども補償の対象となります。)

【Q】PTA主催の夏休みのプール開放中、PTAが依頼した監視員の方が、プールサイドで滑って転倒しケガをした場合は対象になりますか？

【A】PTA会員の代理として、そのPTA行事への参加が事前にPTAより認められている方であれば、補償の対象となります。

【Q】PTA主催のソフトボール大会の参加中に、熱中症で倒れました。補償の対象となりますか？

【A】熱中症危険補償特約がセットされてますので、ケガをした場合と同様に補償の対象となります。

鹿児島市PTA連合会
FAX 099-225-7101

**鹿児島市PTA連合会「団体保険制度」
加入意思確認書**

下記に必要事項をご記入の上、5月31日までにFAXにてお送り下さい。

送信日	平成 年 月 日()
単位PTA名	
会長名	
担当者名	
担当者連絡先 (日中に連絡がつく電話番号)	

↓下記のいずれかに○印を付けて下さい。

■PTA賠償責任保険



加入します

加入しません

<1戸あたり9円>

■PTA団体傷害保険



加入します

加入しません

<1戸あたり91円>

鹿児島市PTA連合会
FAX 099-225-7101

鹿児島市PTA連合会「団体保険制度」 事故連絡票

当制度の補償内容に該当する事故が発生した場合には、下記に必要事項を記載し、市P連にFAXにて連絡して下さい。

市P連から保険会社に事故報告をした後に、事故の状況や保険金の請求内容にあわせて必要な書類等のご案内があります。

※事故が発生した場合には、できる限り速やかにご連絡をお願い致します。

連絡日	平成 年 月 日()
単位PTA名	(会長名:)
連絡者名	(連絡先電話番号:)
事故発生日時	平成 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分頃
事故発生場所	
行事・活動の内容	
被害者・被害物	(単位PTAとの関係:)
被害の概要	(傷害または疾病名、入院の有無、病院名など)
事故状況・経緯 (可能な限り詳しくご記入下さい)	